

京都芸術デザイン専門学校同窓会会則

第一章 総則

第1条 本会は、京都芸術デザイン専門学校同窓会と称す。

第2条 本会は、事務局を京都市左京区北白川上終町3 京都芸術デザイン専門学校内に置く。

第3条 本会は、会員相互の消息を通じると共に親睦を図り、更に母校の発展・芸術の振興を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行なう。

- 1 会員名簿の作成及び管理
- 2 総会の開催
- 3 在校生・卒業生に対し、就職活動・課外活動の支援
- 4 京都芸術デザイン専門学校に協力し、その発展に資する事業
- 5 その他本会の目的達成に必要とする活動

第二章 会員

第5条 京都国際文化専門学校・京都芸術デザイン専門学校を卒業した者で、会費を納め、役員会に於いて承認を得た者を正会員とする。

第6条 京都国際文化専門学校・京都芸術デザイン専門学校の教職員及び旧教職員で、役員会の承認した者を特別会員とする。京都芸術デザイン専門学校の在籍者を準会員とする。

第7条 会員の会費納入時期及びその額は別に定める。

第三章 役員・監査・幹事・相談役・顧問

第8条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 2名以内
- 会計 1名
- 監査 1名
- 幹事 1名以上

第9条 役員は、役員会を組織し会務を処理する。

第10条の1 会長・副会長は役員会によって正会員より選任され、総会決議を得て就任する。

第10条の2 会計は会長がこれを委嘱する。

第11条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

第12条 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はこれを代行する。

第13条 会計は、本会の経理を掌り、会計事務に関する全ての責任を持つ。

第14条の1 役員の任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。

第14条の2 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務に堪えないと認められた時は、役員会の4分の3以上の同意、または総会において出席者3分の2以上の承認があれば役員を解任する事ができる。

第15条 本会に監査1名を置く。

第16条 監査は役員会の4分の3以上の同意、または総会において出席者3分の2以上の承認によって会員中より選任され、会長がこれを委嘱する。

第17条 監査は、会計事務に関する全ての監査責任を持つ。

第18条の1 監査の任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。

第18条の2 監査に、監査としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務に堪えないと認められた時は、役員会の4分の3以上の同意、または総会において出席者3分の2以上の承認があれば役職を解任する事ができる。

第19条 本会に幹事を置く。

第20条 幹事は役員会の4分の3以上の同意、または総会において出席者3分の2以上の承認によって会員中より選任され、会長がこれを委嘱する。

第21条 幹事は幹事会を構成し、総会・役員会の議事に関して会員を代表する者であり、委ねられた決議権の行使により会務を処理する。

第22条の1 幹事の任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。

第22条の2 幹事に、幹事としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務に堪えないと認められた時は、役員会の4分の3以上の同意、または総会において出席者3分の2以上の承認があれば幹事を解任する事ができる。

第23条 本会は、必要に応じて相談役・顧問を置くことができる。

第四章 事務局

第24条 本会の事務局は京都芸術デザイン専門学校事務局に委託する。

第五章 総会

第25条 通常総会は毎年1回会長がこれを召集するが、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第26条 総会の議長は会長が指名する。

第27条 総会召集は原則として期日より1カ月前に通知する。

第28条 下記事項はこれを総会に提出しその承認を受けるものとする。

1 会長・副会長の選任に関する事項

2 活動報告及び事業計画

3 予算及び決算

4 会則改正に関する事項

5 その他役員会に於いて必要と認めたる事項

第29条 予算及び決算では、収支報告書、監査報告書、同窓会預金残高、預金残高証明書を確認するものとする。

第30条 総会決議は出席会員の過半数の同意を以てこれを決議する。但し、会則の変更は出席会員の3分の2以上の同意を得るものとする。

第31条 会員は書面を以て総会に於ける決議権の行使を任意の出席会員に委任することができる。

第32条 総会での議事録は、これに議長及び出席会員中より2名が署名捺印し、本会の本部に備えるものとする。

第六章 資産・会費及び会計

第33条 本会の資産は、終身会費・寄付金・物品その他の収入とする。

第34条 本会の終身会費は1万円とする。

第35条 会費納入については京都芸術デザイン専門学校在籍の2年次における学費納入時に収める。

第36条 既納の会費は如何なる理由があっても返還しない。但し、準会員の内、退学したもの若しくは除籍となった者についてはこの限りではない。

第37条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第38条 本会の資産は会長が管理し、預り金の管理は役員会の承認を経て会長が京都芸術デザイン専門学校事務局に委託することができる。

第39条 京都芸術デザイン専門学校事務局に管理を委託する場合、会計年度終了後、事務局に対し管理簿及び収支報告書の提出を求め、内容を監査しなければならない。

第七章 雑則

第40条 本会会則の執行についての細則は、総会及び役員会の決議を経て別に定める。

第41条 会員が本会会則その他の規則を遵守せず、又本会の名誉を著しく毀損する行為があったときは、役員会の決議を以て除名することができる。

第42条 会員は次の理由によりその資格を失う。

1 死亡したとき

2 除名されたとき

3 本人からの申し出があったとき

第43条 会員は、その住所氏名を変更したときは速やかにこれを事務局に通知しなければならない。

附則

本会会則は令和2年11月1日に発足し、令和3年4月1日よりこれを施行する。